

第51回新潟市緑化審議会議事録

開催年月日	令和2年2月4日(火) 午前10時00分から午前11時30分		
開催場所	新潟市役所本館 第3委員会室		
	委員氏名	出・欠	議事次第
会長	紙谷 智彦	出	1. 開 会 2. 委員紹介 3. 会長・副会長の選出 4. 諮 問 ○議案第1号 保存樹等の指定について 5. 報 告 ①保存樹等の指定解除について ②保存樹に関するパネル展の開催について 6. 閉 会
副会長	岡崎 篤行	出	
委員	岩田 統子	出	
"	椎谷 照美	出	
"	菊野 麻子	欠	
"	田中 創 (代理:青木崇光)	出	
"	渡辺 毅	出	
"	小林 猛	出	
"	佐藤 祥子	出	
"	野俣 剛直	出	
"	松田 暢夫	出	
出席者 合計	10 人		

上記議題の審議経過は、本議事録のとおりである。

令和2年 3月 4日

新潟市緑化審議会 議事録署名委員 岩田 統子

議事録署名委員 松田 暢夫

■ 第 51 回 新潟市緑化審議会

日時：令和 2 年 2 月 4 日（火）午前 10 時～

会場：新潟市役所本館 第 3 委員会室

（司 会）

ただいまより「第 51 回新潟市緑化審議会」を開会いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます土木部公園水辺課の竹石と申します。

本日の審議会は、委員改選後、最初の開催となりますので、のちほど事務局より皆様お一人ずつお名前をご紹介しますので、皆様から簡単に自己紹介をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

なお、本日、新潟日报社から審議会取材の申し込みがございましたので、「緑化審議会の傍聴に関する要領」では、会場内での写真撮影、録画・録音などは禁止されておりますけれども、審議会の許可を得た場合はこの限りではないとされています。本来であれば、会長から委員の皆様にお諮りするところがございますけれども、後ほど会長選出を行いますので、事務局よりお諮りしたいと思います。申し出のありました、取材のための撮影等を行ってもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

ありがとうございます。ご異議なしということで、撮影を許可いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、議事録作成上、事務局で会議の録音をさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

ありがとうございます。

会議に先立ちまして、新潟市土木部長の吉田よりごあいさつ申し上げます。

（吉田土木部長）

おはようございます。土木部長の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、大変寒い中、お忙しい中お集まりいただき、ご出席賜りましてありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日頃より本市が進めております「水と緑のまちづくり」に多大なるご尽力とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

本日の審議会は、先ほどお話がありましたように、昨年 11 月の委員改選後、初めての開

催となります。公募委員を除く皆様方については引き続きの委員のご就任ということでお願いしております。ありがとうございます。委員の皆様からは、樹木や樹林の保護及び緑化の推進など、本市の緑化施策全般につきまして、社会状況の変化や市民ニーズが多様化する中で、委員の皆様からの幅広い視点での忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。

本日の審議会では、次第にもありますように、保存樹の指定についての諮問が1件ありますほか、報告事項といたしまして2点報告をさせていただきます。

最後になりますが、本市が市民の皆様とともに進めております緑化施策のさらなる推進に向けまして、今後とも変わらぬお力添えをお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが開会のごあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいいたします。

(司 会)

ありがとうございました。

ここで会議に入る前に、資料の確認をさせていただきます。まず、今回の新潟市緑化審議会の委員の皆様へ委嘱状を机上に配付させていただきましたので、委嘱期間等記載されておりますので、ご確認いただければと思います。

資料ですが、まず事前に送付させていただきました議事次第、委員名簿、座席図、資料1「保存樹等の指定について」、資料2「保存樹等の指定解除について」、資料3「保存樹に関するパネル展の開催について」です。なお、座席図及び資料2の「保存樹等の指定解除について」につきましては、修正箇所がありましたので、本日机上に改めて配付させていただいた資料と差し替えをお願いしたいと思います。資料がない方がいらっしゃいましたら申し出いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

続きまして本日の会議の進行ですが、はじめに、次第2の委員紹介のところで委員の皆様の紹介を行った後に会長・副会長の選出を行います。会長・副会長の選出後は、新たに就任される会長に会議の進行をお願いいたします。

次第4の議案第1号「保存樹等の指定について」について、委員の皆様よりご審議いただくこととなります。そして、次第5「報告」として、「保存樹等の指定解除について」、「保存樹に関するパネル展の開催について」の2点について事務局より説明させていただきます。予定している議案は以上となります。よろしくお願いいいたします。

ここで、委員の皆様をご紹介いたします。今回改選されました委員の皆様は委嘱期間に書いてありますとおり、日付が遡って恐縮なのですが令和元年11月1日から令和3年10月31日までの2年間となっております。

では、お手元にごございます委員名簿により、委員の皆様を紹介させていただきます。最初に、新潟大学名誉教授、紙谷智彦様です。

(紙谷委員)

紙谷です。よろしくお願いします。

(司 会)

続きまして、新潟大学工学部工学科教授、岡崎篤行様。

(岡崎委員)

よろしくお願いします。

(司 会)

一般社団法人日本樹木医会新潟県支部、岩田統子様。

(岩田委員)

樹木医の岩田です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

NPO法人ヒューマン・エイド22代表理事、椎谷照美様。

(椎谷委員)

椎谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

次に、NPO法人ワーキングウイメンズアソシエーション副理事長、菊野麻子様ですが、本日、所用により欠席されております。

続きまして、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所所長、田中創様におかれましては、本日、所用につき代理として青木崇光副所長様が出席されております。

(青木委員)

代理の青木でございます。よろしくお願いいたします。

(司 会)

続きまして、新潟県新潟地域振興局農林振興部副部長、渡辺毅様です。

(渡辺委員)

渡辺です。よろしくお願いします。

(司 会)

公益社団法人にいがた緑の百年物語、緑化推進委員会常務理事、小林猛様です。

(小林委員)

小林でございます。よろしくお願いいたします。

(司 会)

公益財団法人新潟県都市緑化センター花と緑のアドバイザー、佐藤祥子様です。

(佐藤委員)

佐藤祥子です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

一般社団法人新潟市造園建設業協会副理事長、野俣剛直様です。

(野俣委員)

野俣です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

公募委員、松田暢夫様です。

(松田委員)

松田でございます。よろしくお願いいたします。私は、鳥屋野潟南部のスポーツ公園というものがございすけれども、スポーツ公園の一部に「ながたの森」というところがございます。そこで公園利用の市民活動をやっている、そういった立場から参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

(司 会)

続きまして、事務局を紹介させていただきます。新潟市土木部公園水辺課課長の玉木でございます。

(事務局：玉木)

玉木です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

同じく五十嵐でございます。

(事務局：五十嵐)

公園水辺課管理係の五十嵐です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

同じく長谷部でございます。

(事務局：長谷部)

企画係長、長谷部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

同じく長谷川でございます。

(事務局：長谷川)

企画係の長谷川です。本日は、よろしくお願いいたします。

(司 会)

改めまして、公園水辺課の竹石と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議の成否についてご報告いたします。委員 11 名のうち本日 10 名出席されており

まして新潟市緑化審議会規則第5条第2項において、「審議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない」と規定されており、その規定を満たしておりますので会議は成立しております。

続きまして、次第3の会長・副会長の選出に入ります。新潟市緑化審議会規則第4条第1項の規定では、委員の互選により会長及び副会長を各1名定めることとなっています。会長・副会長の選出にあたり、決定するまでの間、仮の議長として土木部長の吉田が務めさせていただきますと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

では、よろしくお願いいたします。

（吉田土木部長）

会長が決まりますまでの間、進行役を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

会長及び副会長の選出を行います。審議会規則第4条第1項の規定により、会長及び副会長は、委員の互選により定めることとなっております。

委員の皆様のご推薦などございましたらよろしくお願いいたします。野俣委員、お願いします。

（野俣委員）

紙谷委員を会長に、岡崎委員を副会長に推薦いたします。

（吉田土木部長）

ありがとうございました。ほかに、いかがでしょうか。

特に意見がないようですので、ただいま、会長に紙谷委員、副会長に岡崎委員との推薦がありました。ほかにないようでございますので、会長は紙谷委員、副会長は岡崎委員にお願いしたいと思いますが、皆様より拍手をもってご承認いただきたいと思います。

（拍手あり）

ありがとうございました。これ以降の進行につきまして、議長である紙谷会長にお願いいたします。紙谷会長、席を移動していただき、よろしくお願いいたします。

（紙谷会長）

前回に引き続きまして、会長を仰せつかりました紙谷です。委員の皆様のご協力により、円滑に議事を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、議事録署名委員について諮ります。審議会運営要領の第3条により、審議会の議事録は会長の指名する議事録署名委員が署名し、事務局で保管するものとあります。後日、事務局が作成しました、議事録の内容を精査していただき、内容がよければ署名をすること

になっています。議事録署名委員について、私から指名したいと思います。

今回は、委員名簿の上と下から選ぶこととし、岩田委員と松田委員を指名します。よろしくをお願いします。

続きまして、議事次第4、議案第1号「保存樹等の指定について」、委員の皆様にご挨拶を申し上げます。事務局より説明をお願いします。

(事務局：長谷川)

事務局の長谷川です。私からは、まず議案第1号「保存樹等の指定について（諮問）」について、ご説明いたします。

はじめに、保存樹の概要につきまして簡単にご説明いたします。まず、保存樹等の指定数になりますが、令和2年1月末現在の保存樹指定状況については、表1のとおりになっております。保存樹は233本となっており、樹林についても指定しております。

まず、樹林の集団の存する土地の面積が300平米以上で指定している樹林の指定件数は16件であり、面積は3万7,098平米となっております。また、生垣樹木の集団で、枝葉の面積が20平米以上で指定している樹林の指定件数は7件となっております。

グラフ1及びグラフ2につきましては、保存樹及び保存樹林の指定状況の推移となっております。保存樹林については、若干の減少はあるものの、ほぼ横ばいを保っております。しかしながら保存樹につきましては、年々減少傾向となっております。

続きまして、表2は保存樹等の指定及び解除の件数をあらわしたのようになっております。全体の数を見ますと、指定よりも解除件数が多くなっており、解除原因の内訳をあらわしたものがグラフ3となっております。解除の原因になりますが、約半分が枯死でありまして、次に管理困難、次に倒木の順となっております。さらに枯死の56件のうち41件が松くい虫被害によるものとなっております。そのため、保存樹等の所有者に対して注意喚起を行ったり、保存樹に指定されたマツにつきましては、松くい虫防除を行う際の費用の一部を補助できる制度の活用を促すなど、松くい虫による被害の軽減に努めております。

続きまして、スライド4、保存樹等の指定基準の説明になります。指定の基準については、新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例施行規則第3条に規定されております。まず、保存樹についてですが、次の①から⑤の一つに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上すぐれているものとなっております。まず、①1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.2メートル以上であること。②高さが12メートル以上であること。③株立ちした樹木で、高さが2.5メートル以上であること。④はんと性樹木で、枝葉の面積が20平米以上であること。⑤希少または珍重価値が特にすぐれていること。となっております。

続きまして、保存樹林についてですが、次の①、②のうち一つに該当し、その集団に属す

る樹木が健全で、かつ、その集団が良好な生活環境を維持し、美観上すぐれているものになっております。①その集団が存する土地の面積が 300 平米以上であること。②生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが 20 メートル以上であること。以上が、保存樹等の指定基準になっております。

スライド5になります。これから議案第1号「保存樹等の指定について（諮問）」に関する説明に移ります。保存樹は、「新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例」第7条に規定してあるとおり、良好な緑の自然環境を確保し、かつ、美観風致を維持するため、必要があると認める場合、保存樹等指定の申請があった樹木につきまして、規則に定める基準によって緑化審議会の意見を聞いて指定することができます。

今回は、西区にある樹木 11 本及び南区にある樹木 1 本について申請を受けております。申請があった樹木番号 1 から 11 につきましては、保存樹の指定基準である①及び②を満たしており、樹木番号 12 は⑤の指定基準を満たしております。

続きまして、今回申請がありました樹木の説明に移ります。まず、西区から申請がありました 11 本の樹木についてですが、小針十字路から日本海側に向かう途中の西区有明町地内にありますシオンの丘の敷地内にあるクロマツ及びアカマツになります。

次に、南区の樹木についてですが、月潟小学校の東側の中ノ口川と国道 8 号の間にあります東萱場地内にありますセイヨウナシになります。

はじめに、西区の申請樹木 1 から 11 について説明させていただきます。樹種は先ほど説明したとおり、クロマツとアカマツになります。スライド 8 につきましては、申請樹木の参考文献になります。こちらクロマツについてまとめたものになっておりますので、説明につきましては各自でご確認していただくということで割愛させていただきます。

次のスライドのアカマツにつきましても、先ほどのクロマツと同様に、各自で内容を確認していただきたいと思っておりますので、説明は割愛させていただきます。

スライド 10 は、申請樹木の所在地になります。先ほども簡単に説明させていただきましたが、小針十字路から日本海側に向かう途中にある有明台交差点付近にシオンの丘があります。こちらはシオンの丘の所在地の航空写真を拡大したものになっております。車が停まっている箇所がシオンの丘の入り口となっております。敷地内にクロマツ及びアカマツが点在しております。こちらの樹木以外の白い物体があると思うのですが、こちらのシオンの丘なのですが、キリスト教プロテスタント 3 教派の共同墓地になっておりまして、シオンの丘を管理しております、シオンの丘墓地管理委員会から今回、保存樹の申請がありました。

続きまして、申請樹木全体の写真の説明に移ります。まず、申請樹木 1 から 3 の樹木になります。樹高につきましては、17 メートルから 18 メートルほどあり、申請されたクロマツ

の中でも樹高は高いものになっております。右側の申請樹木4から6の樹木になりますが、樹高は14メートルから15メートルほどであり、申請されたクロマツの中では中くらいの高さのクロマツになっております。

こちらは申請樹木1から7を撮影したものになっております。下の写真に注目していただきたいのですが、手前側に写っております申請樹木4から7の樹高が先ほどのナンバー1からナンバー3、申請樹木1から3の樹高より高いように見えますが、こちらは地形の高低差によるものになっております。申請者の方にお話を伺ったところ、シオンの丘がある土地は海岸砂丘地帯でありまして、植林や開墾を繰り返した歴史があるという話をお聞きしました。

続きまして、スライド14、申請樹木8から10の樹木になります。樹高につきましては、12メートルのものがあり、樹高は比較的低いほうのクロマツになっております。

続きまして、スライド15、最後に、申請樹木11本の中で唯一のアカマツになります。現在、シオンの丘にはクロマツしかありませんが、申請者の方からお話を伺ったところ、68年前に旧坂井輪村の地主より、このシオンの丘を取得した当時の記録の中には、アカマツ、クロマツだけではなく、アカシアの木やグミの木も残っていたと申請者の方からお話を伺っております。現在残っているマツから、自然との共生の歴史を知るきっかけになるのではないかと思ったことを契機に今回、保存樹等の指定の申請を行ったとのこと。また、保全活動につきましても、松枯れの予防や松葉の清掃などを行っているとお伺いしております。

続きまして、スライド16の各申請樹木の説明になりますが、今回、申請樹木の数が多くありますので簡潔に説明させていただきます。まず、申請樹木1について、樹高の高さは18メートルになっております。こちらは申請樹木1の幹周になります。幹周は1.6メートルになっております。こちらは申請樹木1クロマツの枝葉・幹の写真になります。枝葉を確認しますと、黄緑色の松葉もあまり見られないことから樹勢はあまり衰えていないと感じました。

続きまして、申請樹木2と3の説明になります。樹高は12メートルポールよりも高く、17メートルと18.5メートルになります。続きまして、幹の周囲になりますが、申請樹木2は1.3メートル、申請樹木3は1.5メートルとなっております。続きまして、申請樹木2と3の枝葉の写真になります。

次に、スライド22、申請樹木4から6になります。各申請樹木の樹高につきましては、申請樹木4が14メートル、申請樹木5が15メートル、申請樹木6が14.5メートルとなっております。続きまして、各樹木の幹の周囲になりますが、まず申請樹木4の幹周が1.6メートル、申請樹木5の幹周は1.6メートル、申請樹木6につきましては1.5メートルとなっております。続きまして、申請樹木4の枝葉と幹の写真になります。続きまして、申請樹木

5と6の枝葉と幹になります。こちらは近接しているため、併せて掲載されております。

続きまして、申請樹木7のクロマツの樹高になります。12.5メートルとなっております。12メートルポールとほとんど同じ高さ、少し高いくらいで、高さは低いクロマツとなっております。続きまして、申請樹木7の幹周は1.5メートルとなっております。こちらは申請樹木7の枝葉の写真になります。

続きまして、スライド31、申請樹木8になります。樹高は先ほどの申請樹木7と変わらず12.5メートルとなっております。続きまして、申請樹木8の幹周は1.5メートルとなっております。こちらは申請樹木8の枝葉・幹の写真となっております。

続きまして、スライド34、クロマツの最後の申請樹木9と10の樹高になります。申請樹木9の樹高につきましては14メートル、申請樹木10の樹高につきましては12.5メートルとなっております。続きまして、各申請樹木の幹周になりますが、申請樹木9は1.2メートル、申請樹木10も1.2メートルとなっております。こちらは申請樹木9のクロマツの枝葉・幹となっております。クロマツの最後の申請樹木10の枝葉・幹の写真となっております。

続きまして、申請樹木11のアカマツについて説明いたします。樹高につきましては、17.0メートルと高いアカマツとなっております。続きまして、幹の周囲は1.7メートルと、今回申請がありました11本の中で一番太いものとなっております。こちらは申請樹木11の枝葉・幹の写真となっております。以上で、申請樹木1から11の説明を終わります。

続きまして、申請樹木12のセイヨウナシについてご説明いたします。スライドは43になります。43のスライドにつきましては、セイヨウナシの参考文献をまとめたものとなっておりますので、各自で内容を確認していただき説明は割愛させていただきます。

続きまして、スライド44で、まず申請樹木12の所在地についてですが、月潟小学校の東側の中ノ口川と国道8号の間にあります東萱場地内にありますセイヨウナシのル レクチエになります。続きまして、申請樹木セイヨウナシの全体写真となります。今回、所有者の方からお話を伺ったところ樹齢は100年以上であり、樹勢は衰えてはいるものの実をつけたほうが樹木の状態がよくなるということから、毎年だいたい100から150くらいの実をつけるようにしているとのことでした。ちなみに2019年には130の実をつけております。次は、枝葉の写真となります。次は、申請樹木12の幹の写真となります。続きまして、申請樹木12の樹高は1.6メートルとなっております。続いて、申請樹木12の幹周になりますが、1.8メートルと測定はしておりますが、計った場所が1.5メートルの高さにおける幹周ではありません。

続いて、参考資料の説明に移ります。今回申請がありましたセイヨウナシ、ル レクチエ

につきましては、旧白根市の銘木に登録されていた樹木になっております。白根の銘木の選定基準は次のとおりとなっております。まず一つ目が、白根市において樹齢が古く大木であること。二つ目が、地域に親しまれ象徴的であること。三つ目が、産業上由緒ある樹木であること。そして最後になりますが、今後とも保存したい、すべき樹木であること。こちらの写真の横にも説明文が記載されておりますが、こちらのル レクチエは明治 36 年に小池左右吉氏がフランスから苗木を導入し、日本で初めて栽培に成功したものになっております。日本で初めて西洋なしル レクチエの木として旧白根市でも保存したい、また、すべき樹木とされておりましたが、合併の際には新潟市の保存樹として登録はされてはおりませんでした。

続きまして、ル レクチエのある近くには、ル レクチエ発祥の地として、また小池氏の業績を称えまして、ル レクチエの顕彰碑が建っております。また、付近には説明看板も設置されております。スライドでは見にくいので、私から読み上げさせていただきます。「明治 35 年、当時の中蒲原郡茨曾根村で農業を学んでいた故小池左右吉氏は、ウラジオストクを訪れ、そこで高値で取引される西洋なしに注目、そして明治 30 年代後半頃に原産地フランスから数品種の苗木を直輸入、栽培に取り組み、わが国で初めて果実を実らせました。その中にあった一つの品種、ル レクチエ、極めて美味ながら、栽培技術の難しさから幻の西洋なしとして、ごく一部にしか知られていませんでしたが、近年、栽培技術の向上により、新潟県の特産果樹として各方面から高い評価を得るようになり、年々生産量も増えています。」説明看板には、このような記載がされております。

以上のように、歴史があり、現在もル レクチエが収穫できる、こちらの樹木につきましては、新潟市の保存樹等の指定の基準の⑤になります希少または珍重価値が特にすぐれているという指定基準を満たしていると判断しました。保存樹に指定されることで、多くの方に、この貴重な樹木を知っていただきたいという想いもあり、今回、小池左右吉氏の子孫の方からこちらの樹木につきまして申請がありました。

次のページになりますが、これ以降は参考資料としまして、保存樹等の指定に関する参考事項となっておりますので、各自でご確認していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上、走り走りになりましたが、保存樹等の指定について（諮問）についての説明を終わらせていただきます。

（紙谷会長）

ありがとうございました。では、委員の皆様からご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

（松田委員）

申請樹木の 1 から 11 についてですけれども、私の実家も比較的近いところにありまして、

小針線を通りますと、説明にあったように確か少し高台なのです。青々としたクロマツで素晴らしい景観を有してしまして、説明の中でも保存樹に適合しているという説明もございましたし、保存樹の指定は極めて妥当だと思います。

一つご質問したいのですけれども、保存樹を指定したあとに、いかに住民・市民がそれをきちんと把握をして、また近づく、立ち寄るといことが重要だと思っています。この場合、キリスト教の墓地だというご説明がございましたけれども、看板はおもての通りに面したところに設置されると思いますけれども、一般の住民・市民が墓地に入って近づくことは可能なものでしょうか。

(事務局：長谷川)

事務局から回答させていただきます。今回、申請がありました管理員の方からお話をお聞きしましたところ、入ることにつきましては問題ないということになってございます。

また、松田委員から、どのように周知していくかというお話がありましたけれども、それにつきましては、昨年の緑化審議会の中でも問題視されておりました、その一つとしまして、二つ目の報告のパネル展の開催という形で周知を図っていくということに努めている状況でございます。

(紙谷会長)

資料番号6のスライドの位置なのですけれども、西区有明町の1から11の場所は、この地図上だと大丈夫ですか、保安林の中みたいになっているような気がしますが。

(事務局：長谷川)

位置につきましては、スケールアップするとそうなっておりますけれども、一応、ぎりぎりかからないようには位置していたのですけれども、詳細図については正確な位置を示しておりますので、それにつきましてはご容赦願いたいと思います。

(紙谷会長)

関分の東ではなかったですか、地図だと西になっていますね。

(事務局)

確かに位置がずれていますね。

(紙谷会長)

いかがでしょうか。どうぞ。

(岡崎委員)

異論はないのですけれども、質問なのですけれども、保存樹林という可能性もあり得るのですか。

(事務局：長谷川)

確認したのですが、保存樹林ではないと伺っているところなのですけれども。保存樹林では該当にはなっておりません。

(岡崎委員)

それは、なぜですか。

(事務局：長谷川)

今回、土地の面積につきましては300平米以上というものがあるのですが、一応ほかの国土交通省の資料を確認しましたところ、平米辺りに1本という分布の中であれば保存樹林という形には指定はできるのですが、場所を見てもらえば分かるのですが、だいぶ点在しておりますので、そうなったときには保存樹林ではなくて保存樹として指定すべきだろうということで保存樹として今回、11本申請しております。

(岡崎委員)

すなわち、それは国の基準ということですか。市としての基準はないということですか。国の基準を準用しているということですか。

(事務局：長谷川)

準用した形で考えております。

(紙谷会長)

今の問題は結構、重要なと思うのですが、例えば林があって、そこの松が何本か枯れていて点々と残るような状況になったときに、残った木が太いものが何本かあるので、それを個別に保存樹というふうに指定していくと、樹林と保存樹の区別が結構あやふやになってくるかなという感じがしますけれども、その考え方は、ある程度、整理しておいたほうがいいかなという気がします。いかがでしょうか委員の皆様、これに関して。どうぞ。

(佐藤委員)

今ほど国土交通省の基準で、平米1本ということでしょうか。

(事務局：長谷川)

10平米当たり1本です。

(佐藤委員)

10平米当たり1本ですか。ということはヘクタール1,000本以上ないと樹林にならないということなのですか。樹高がとても高くなると1,000本を切る場合もあるかもしれないので、やはりその辺の基準は新潟市らしい基準に検討されてはどうかと思います。

(紙谷会長)

いかがでしょうか。ほかの委員の方。ここはもともと多分、保安林ではなかったのだと思うのですが、きっと樹林にはなっていましたよね。それがこんなふうにお墓が作ら

れたりすることによって木が減って点々と残る形になったのかなというふうに見えるのですけれども、そういうときの考え方ですよね。ただ、1本1本に関しては基準を満たしているということで、そこに関しては問題ないということでもいいかと思うのですけれども、ただ、はっきり言ってそんなに大きくないですよ、ギリギリセーフという感じですね。こういうギリギリセーフというのは今結構新潟市の海岸林の普通のクロマツにでも大きくなっている木がたくさんありますので、もちろんそれが保安林のクロマツ林の中ですので、そこはもちろん別なのですけれども、こういうある程度、まとまりのあるものを1本1本指定していくということで、これからもいくかどうかということになってくるかと思います。いかがでしょうか、専門の立場でどうぞ。

(椎谷委員)

保存樹の指定のところなのですけれども、松くい虫が41件で73パーセント被害があるという説明があったのですけれども、やはりこういった松くい虫というのは今すごく暖冬であったり、いろいろな気象状況が変化している中で、発生数というのは、こういう環境に何か関係するのかなのか。というのは、指定された方々に松くい虫の対応の資料などを差し上げると思うのですけれども、その際に、気候によって松くい虫が発生する可能性がありますとか、そういうことの周知というものは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

(事務局：長谷部)

ご意見、誠にありがとうございます。松くい虫については、今年度に入ってから、皆さんもご覧になってお気づきだと思うのですけれども、非常に被害が広がっているということが現況でございます。特に、もともと被害があったのですけれども、新潟島の中の辺りで広がっているというところがございまして、経過を観察しながら調査をして事業を進めているところでございますけれども、個々人の所有のマツにつきましても経過観察しながらという形になりますけれども、もちろん注意喚起を含めて毎年度末くらいにご連絡を差し上げているので、その際に連絡報告等していければなと考えております。

(紙谷会長)

これまでも新潟市で相当松くい虫が出たということがありました。空中散布をやめられたことと、それから夏場の高温が重なったということもあるのだと思いますけれども、ただ個人の庭の場合、防除というのはほとんどされていないという例が多いので、そうすると発生源になってしまうのです。特に中央区のようなところだと、どんどんあちこちでマツが枯れると発生源が点々として出てきてしまうので、防除が追いつかないような状況にもなるかと思えます。ですから、林のほうは振興局で把握されていて、かなり防除もされていると思うのですけれども、緑化にかかわるまちの中のクロマツの問題というのは特殊といいますか対応

が難しいと思います。

(松田委員)

今ほどのいろいろなご意見を聞いていまして、実は鳥屋野潟の弁天橋の脇に樹齢何百年と言われているクロマツがあったのです。地域で非常に愛されて、子どもの総合学習のテーマなどになっているマツがありまして、それが松くい虫にやられて、これ以上広がると悪いので実は昨年春に伐採した経緯があるのです。私ども地元住民は非常にショックでした。ですので、今ほどのいろいろなご意見にあるように、この松くい虫防除、特に集団的ではなくて個人のお宅にあるようなものが重要だよという先生の話にもありましたように、特に保存樹に指定されたならば、市の助成制度があるという説明が事務局からもございましたが、積極的に活用されるような方策が必要だと思います。その補助率がどのくらい分かりませんが、保存樹については重点的に松くい虫防除を、あるいは保存樹に指定されていないものについても、所有者がそういう気持ちになるような周知とか啓発は極めて重要なことだと思って聞いていました。

(紙谷会長)

今の指定の要件も含めてのところにもう一度戻って、1本あるいは数本というよりも10本もまとまっているということになりますけれども、しかもクロマツでそれほどものすごく大きいというわけでもなくて、今後、防除などはされているようなご説明だったわけですが、そういう条件のもとで今後これを認めるかどうかということになるかと思います。もう少しここに関して、皆さんご意見いただければと思います。どうぞ。

(松田委員)

確かに見え方というのは重要だと思うので、私もあの横の道路を通ると集団的に見えるのです。ただ、いろいろ国交省の基準云々という話もありましたので、そこは一概になんとも言えないのですけれども、その集団でそれを保護、保全しなければいけないという視点が極めて重要だと思っています。その辺の基準は、先生おっしゃるように、もう一回整理しなければいけないと思っています。ただ一つ一つは確かに比較的樹高もそんなに高くないかも知れませんが、私から見ると、もともとが高台にありますので、見え方はやはり素晴らしいのです。だからそれは保存樹でも保存樹林でもいいので、とにかく指定をして皆さんの目が行き届くようになることは極めて妥当なので、今後の課題として保存樹林がいいのか保存樹がいいのかというのは、今後検討していただきたいと思います。

(岡崎委員)

所有者の方にとって、どちらが得かということもあると思うのです。結局、補助金の計算というのは大きいと思うのですけれども、ただそれが不公平なことになるとあれなので、今

回は別にこれでとりあえずいいとは思うのですけれども、例えば、やり方によっては敷地全体で計算していれば 10 平米当たり 1 本でしょうけれども、半分に切ってしまうと満たすかもしれないわけですね。だから、まとまっているところを樹林にして、あとの点在しているのは単独指定とか、いろいろなことが考えられるので、今後の課題として整理していただければと思います。

(紙谷会長)

とりあえず指定することに関しては、委員の皆様から否定的な意見はありませんでしたので、問題は単木指定でいいのか樹林として指定するのか、ここは私と事務局のほうで整理させていただいて、どちらかで今後対応していくというまとめ方で事務局のほうも大丈夫ですか。

(事務局：長谷川)

大丈夫です。

(紙谷会長)

そういうことで、ここは諮問に対して、そのように対応していきたいと思います。とりあえずクロマツ、アカマツの 1 から 11 に関してはそういうことで対応したいと思います。

セイヨウナシについて、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

(岡崎委員)

これは白根のもともとの制度から市に引き継がれなかったということで、それにたまたま所有者の方が気づいて、今回あげてくださったということですか。もしそうだとすると、旧白根の中にそういうものがまだほかにもいろいろあるということなのかということと、本来これは、どちらかというともとより文化財的価値だと思えるのですけれども、記念物的なものでどうにかするという話が出ていないかということです。

(事務局：長谷川)

セイヨウナシについてなのですけれども、岡崎委員のおっしゃるとおり、白根市のときには保存すべきものになっていたのに、新潟市になったときにはなっていないということで、我々のほうが保存樹指定のお話を説明した際に、所有者の方もずっと不思議には思っていたらしく、今回、保存樹指定できますよという話をしたところ、ぜひしていただきたいということで申請がありました。ほかにも旧白根市で残したい銘木についても新潟市にきちんと採用されていないものがあるかについてなのですけれども、おそらくそれはあるのかなとは思っているのですけれども、今回、もし指定を受ける形になれば、白根の方、または知っている方からも申請が出るのではないかと考えております。

また、文化財等の件についてなのですけれども、一応うちの歴史文化課のほうにも確認し

ましたが、今のところはそういった動きは出てはおりません。

(紙谷会長)

よろしいでしょうか。こういう果樹に関しても、これだけの樹形のものでもありますし、保存樹として十分に価値があるものだと私は感じました。今後、旧新潟市以外のところでこういったものが欠落しているようなものがありましたら、ぜひ事務局としても発掘していただいて、せっかくですので放っておくとそのまま誰の目にも留まらず消えていってしまいそうな気がしますので、非常に貴重なものだと思います。これに関しても、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、最初の1から11に関しては、先ほどのような対応ということで、いずれにしろ原案のとおり答申したいと思います。ありがとうございました。

続きまして、議事次第5の報告の1点目、「保存樹等の指定解除について」、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局：長谷川)

保存樹等の指定解除について報告させていただきます。まず、スライドの2枚目になります。「新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例施行規則」第8条の規定に基づき、所有者から保存樹等の指定解除申請があったため、指定を解除した3本の樹木につきまして、第10条に基づき報告させていただきます。

こちらの表は、指定解除となりました保存樹の一覧になっております。指定解除年月日の順に並んでおります。指定解除原因になりますが、倒木のため指定解除となった樹木が1本、所有者がご逝去されて管理困難となったため指定解除となった樹木が1本、最後に、松くい虫の被害によって枯死したため指定解除となった樹木が1本、合計3本となっております。

続きまして、指定解除となりました保存樹等の位置についてご説明いたします。江南区で樹木2本、北区で樹木1本となっております。

続きまして、指定解除となりました保存樹木について、個別にご説明させていただきます。まず一つ目は指定番号216の江南区鍋湯新田の樹木になります。こちらは江南区の杜の蔵の敷地内にある樹木となっております。こちらにつきましては、台風による被害によって倒木しました。解除日につきましては、倒木した樹木の撤去は管理をしておりますでしたが、申請者の方からは昨年中には撤去したいという話を伺っておりまして、令和元年10月30日付けで指定を解除しております。

続きまして、スライド5の二つ目は保存樹指定番号337の江南区小杉にありますヒヨクヒバになります。こちらは所有者の方がご逝去されてしまい管理困難となったことから令和元年10月31日付けで指定解除となっております。

最後の3本目は、保存樹指定番号 367、北区新崎のアカマツになっております。こちらの樹木については、1月末の最終週に指定解除された樹木になっておりまして、指定解除の原因は、松くい虫によって枯死したため、令和2年1月22日付けで指定を解除しております。

以上、簡単ではございますが、保存樹等の指定解除についての報告を終わります。

(紙谷会長)

ありがとうございました。資料の確認なのですが、ヒヨクヒバではないですか。

(事務局：長谷川)

すみません、ヒヨクヒバです。

(紙谷会長)

皆さんも手元の資料をすべて修正しておいてください。2番目の管理困難の樹種が「ヒヨクバ」となっておりますが、「ヒヨクヒバ」です。サワラの園芸品種です。

これに関して、ご意見・ご質問などありましたらお願いいたします。

私から。今日の最初のところにもあったのですが、指定解除される原因が管理困難というのがかなりの割合を占めますよね。多分、これから家で後継者が亡くなられて土地を売るときに木が邪魔だからという話がどんどん出てくるような気がするのですが、これをどう今後、市として考えていくかというのは課題ではないかなという気がします。その辺り、管理困難というところに関して、何か市のほうでお考え等ありましたらお願いします。

(事務局：長谷部)

ご意見、誠にありがとうございます。確かに最近増えている、この管理困難という課題については、ご高齢になったオーナーさんが非常に頑張って保っておられて、下の世代の方々にはあまりご理解いただけないような形で、木のほうは可哀想な形になっているというのが実際のところございまして、これは大きな課題かなというところです。

ただ、個人の所有物だからなかなかなんともしがたいという部分があって、こちらとしても苦しい部分なのですが、一つ捉えられるのは、前回、指定された赤塚のエノキですが、あれは個人で頑張って守ろうというよりは、むしろ地域の皆さんで協働でという形に近く、お互いに協力し合いながら守っていこうという形で、初めて保存樹指定になっているようなものでありまして、そういう動きというのは非常に大事な点。個人で頑張っているのではなくて、みんなで助け合ってあの木を守っていこうよと。そういう動きを作っていくことが市としては大事な点と思っております、そういう意味では、保存樹、緑を守ることにに関して、非常に意識の高揚を図るといえるか、そういう部分は大事な点と思っていると、ふと気づくとオーナーさんくらいしか保存樹のことをよく分かっていないという状況にあるという、この制度自体、課題だなと思っておりますので、理解を深めていくような広報、PRみたい

な部分も大切にしながら、これからやっていこうと思います。

実は私どもとしてもル レクチエの木の指定というものがあって、我々としても期待していたのは、そのところもありまして、皆さんに理解いただけるような身近に感じていただけるようなものがあるというのは非常に大事だと思っておりまして、それもみんなで守っていこうと意識を高めていく、そういうことをこれからもやっていこうと思っていて、もう一つ新たな広報PRの事業をこれから進めようと思っておりまして、それについてはまた後ほど説明させていただければと思っている次第でございます。

(紙谷会長)

ありがとうございました。やはり保存樹になっていること自体が周囲の方も含めて、誰も知らないということになってしまうと、やはり保存していこうという意識は、地域の方が所有者の方にむしろ働きかけるようなことがあるような雰囲気づくりも大切かなと思います。

(松田委員)

手前味噌的な発言で、今、先生がおっしゃったようなことは極めて重要で、実は私も地元でいろいろな活動をやっている、山瀨地区という地区なのですが、いろいろな情報が入るマップを作りました。そこに保存樹は絶対必要だということで、保存樹をプロットしたのです。作っている立場の私どもも本当に新しい発見で、私が住んでいる周辺はまだ分かるのですけれども、少し離れたところは同じ地域であっても、いろいろな活動をしている私も分かりませんでした。そういう具合なので、私どもはマップに保存樹を落として、相当お金はかかりましたが基本的に住民全員に配布したのです。そういったことについて、市の助成もおねだりではありませんが、何か拡充をしていけば住民もいろいろな活動の中で、またPR、周知が徹底できるのではないかなと思っております。すみません、要らないことを言いました。

(紙谷会長)

ありがとうございました。松田さんのところの取組み、ぜひ市としても勉強していただいて、今後、他地区にも広がるように対応をお願いしたいと思います。

(事務局：長谷部)

ありがとうございます。

(岩田委員)

個人的な感想なのですが、以前作ったポスターなんか私はいいいのではないかなと思って見ていましたので、1か所にとどまらず、また場所によって実験的にでもいいので試してみたいなと思いました。

(紙谷会長)

ありがとうございました。ポスターに関しても、ぜひ活用できるようにお願いしたいと思います。

(事務局)

了解しました。

(紙谷会長)

このあと、これに関連する報告もありますので、またそこでもご意見をいただければと思います。では、指定解除の件はこれで終わります。

これはこちらで意見を聞くというところだけになりますので、引き続き、議事次第5報告の2点目、「保存樹に関するパネル展の開催について」、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局：長谷川)

事務局から説明させていただきます。報告②につきましては、お手元の資料を参考に説明いたします。

まず、保存樹に関するパネル展の開催についてなのですが、昨年度から保存樹についてのPRにもっと力を入れるべきだというお話がありまして、前回の緑化審議会の際には、西区の一つの保存樹につきましてポスターを作成しまして、アピタに展示させていただきました。さらに、この表記にもありますとおり、保存樹に関するパネル展の開催を行うことによりまして、広く市民に周知することを目的に開催したいと思っております。

まず、背景と目的になりますが、本市では、地域の資源であります市内に残る優れた樹木や樹林を保全するため、保存樹等の指定を行っております。しかしながら、近年は保存樹等の指定件数は減少傾向にあり、さらに管理困難等の理由等によって指定解除の件数も増加している状況にあります。そこで、保存樹につきまして広く市民に周知することを目的としまして、樹木マップに掲載されております保存樹等の写真をパネルにて展示を行います。

実施内容につきまして、まず展示場所なのですが、ほんぽーと中央図書館の入り口のエントランスになります。展示期間につきましては、令和2年3月5日から令和2年4月9日になります。

展示する内容につきましては、樹木マップに掲載されております樹木及び樹林の写真10枚、併せて9月の審議会で保存樹に指定されました西区赤塚の樹木(エノキ)3本の写真になります。また、写真パネルに加えまして、保全活動を行っている団体の取組み内容やドローン動画も展示する予定になっております。

参考までに、3にパネル展示の参考レイアウト図を記載しております。まず、入り口から入りまして、中ほどにチラシを設置しております。②、③、④、⑤、⑥というFKパネルの

ところに、まず保存樹マップに掲載されております写真 10 点を展示させていただきます。さらに⑦、⑧、⑨のFKパネルにつきましては、9月の審議会で保存樹に指定されました西区のエノキの写真のパネルに加えまして、取組み内容のパネル、そして動画について放映する配置になっております。図2のパネル展示例につきましては、参考としてご覧になっていただければと思います。

次に、別紙になります。上が樹木マップに掲載されている写真になります。こちらの樹木、樹林 10 本につきまして、まずパネルの展示を行います。下が9月の審議会で新たに保存樹の指定を受けたものになっております。エノキが3本指定になりましたので、各1本ずつ展示させていただきます。

裏面の資料をご確認いただきますと、先ほど説明いたしました指定を受けました赤塚のエノキ3本につきまして、団体さんが活動している内容になっております。主にエノキ林と保全の内容についての説明が記載されております。これらの資料を展示することによりまして、まず保存樹の周知を図れること、また、自分の近くに保存樹があるということを再認識、また再発見していただく契機にはなるのではないかと考えております。簡単ではございますが、報告②につきましても説明を終わります。

(紙谷会長)

ありがとうございました。何か、このパネル展について質問あるいはご提案のようなものがありませんでしょうか。

(椎谷委員)

ほんぽ一とで行われることはとてもいいなと思います。いろいろな世代の方が来られる場所ですし、特に玄関から入ってすぐにあるということなので、必ず目に留まると思うのです。

今回展示される写真に関してなのですが、民家もあるかと思うのですが、これを見て、行って見て写真を撮りたいという方々がいた場合、ここに載っているところの方々は、それはOKなのかどうかという確認は取られているのでしょうか。万が一、写真は困るという方がいらっしゃった場合、今回、パネルのところの説明文ですとか所在地の情報というものが下にありますが、「民家なので中に入らないように」など、例えばそういうものも必要であれば載せるといいのかなということと、せっかく多くの方に見ていただくわけですので、自分の家も該当するのではないかといい方々がいていただければ、それはとてもいいことですので、基準だとか、指定になった場合、こういったケアもしますよみたいなものが置かれるのかどうか聞きたいと思います。

(事務局：長谷川)

貴重なご意見ありがとうございます。まず、了承の件につきまして、前回の審議会でもお

話しされていたと思うのですが、今回、展示するものにつきましては、了承については取る方向で進めていただきます。ご意見がありましたとおり、だめな箇所につきましては、パネルの説明欄に撮影等、また入ることにつきましてはご遠慮くださいという注意書きはさせていただきますと思っています。

(紙谷会長)

ほかに、ありませんでしょうか。

パネル展はとて面白い取り組みだと思います。一方で、市民のほうから逆に見に行きたい、あるいは見に行って何か写真を撮られて、それをSNSにアップされて、それがきっかけにいろいろな方に知っていただくことにつながるというのが、多分、一番効果的でお金もかからないので、そういう形にうまく進めるような市のやり方というものを検討しておいていただいたほうがいいかなと思います。前にも随分そんな意見も審議会でも出たのですが、市民参加型あるいは市民が自主的に参加できるようなものをうまく仕掛けを考えていただければいいかなと思います。少なくとも、このパネル展はとて面白い取り組みだと思いますので、ぜひ成功するようにお願いしたいと思います。

(松田委員)

このパネル展にいらっしゃった市民の方が、自分の地域はどうだろうというふうに結びつけると思うのです。そのときに、私ども先ほど申し上げたように、地域活動として、コミュニティ協議会サイドで、そういうプロット図を10年くらい前なのですが作っているのですが、パネル展で例えば西大畑地区の市民が来て、「我が西大畑の保存樹はどこにあるのでしょうか」と聞かれたときに、何かサッと出せるようなものの用意はあるものですか。

(事務局：長谷川)

ご意見ありがとうございます。一応、①のFKパネルの前に資料としまして、樹木マップを配置させていただきます。こちらのほうで内容は確認できるかなとは今のところは思っております。

(松田委員)

これを掲示しているのですか。

(事務局：長谷川)

そうです。

(松田委員)

あとでコピーをいただければ。

(岡崎委員)

多分、樹木マップのレベルだと場所は特定できないですね。例えば、今、仮に「五十嵐2

の町」と写真が出ていますけれども、2の町は広いので探し当てることはほぼ不可能。だから実際にその現場に行ってもらえる必要があるかどうかは別として、それを見て現場に行くことは無理ですね。

(紙谷会長)

本来ならば、やはり現場に行ってもらえるということが大事で、ただ指定されて写真に一覧表があるのでは保存樹としての価値とか意味というのは本来の目的は果たしにくいなと思いますので、やはり所有者の了解も含めてなのですけれども、現地になるべく市民が足を運べるような、先ほども言いましたけれども、やはり皆さんで発信してもらえりような仕組みを考えていくことが必要かなと思いますけれども。

(椎谷委員)

パネル展示のところにある西区の保存樹なのですけれども、とても素敵に写っているのですが、プロの方が撮ったのかなと。こういったものが例えば市報にいがたの表紙や何かにもすごく使えるものだと思うのです。新潟市が発行しているものですか、そういったところにこういったものをぜひとも使っていただけるといいかなと思います。これはやはりプロなのですか、それとも所有者の方が撮っている写真なのですか。

(事務局：長谷部)

ご意見ありがとうございます。今回、一覧表に出ている、一番下の三つの写真については、今回プロの方に撮っていただいた写真になります。というのは、ビジュアルで広報などに使える素材というものがほとんどなかったものですから、それが保存樹の存在感のなさにもつながっているという部分もありましたので、少しお金はかかりましたけれども、今回、作ろうということで撮らせていただいたということで、こうやって活用しながら、また撮りだめしていければいいなと思っている次第です。

(紙谷会長)

ありがとうございました。ほかに、この件に関してご意見よろしいでしょうか。

これ以外の件で、ほかに委員の皆様から何か緑化審議会関係でありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(小林委員)

今ほど椎谷委員から地球温暖化とか、異常気象と松くい虫の関係の話題が出ていたので少し話させていただこうかなと思ったのですけれども、ボランティア団体の皆さんが海外林で活動をしていますと、どうしても気象が随分早まっている感じがあるという話をいただきます。松くい虫被害の駆除をするときに、発生予測ということで羽化試験というものがあるのですけれども、小屋で羽化がいつになるのかというものを調べまして、その前に必ず処

松食い→松くいに修正

理が終わるように。それがどうも早まっているような感じを受けているということをお聞かせいただきました。駆除のタイミングと、それから羽化のタイミングがずれてしまいますと発生源になってしまうので、どうも新潟の海岸林は少し羽化の状況が早まっているのではないかとお聞かせをいただいで、現地のほうにそういう発生予測のような目安があると地元の人も安心して、間違いなく羽化する前に駆除等が行われていくのだなという証しにもなるかと思つたのです。

あとはクロマツが被災を受けると、どうしても次の木がそのところに育ってほしいという思いがあつて、林内になるべく常緑樹のようなものを残して作業をしてくださいという要請もあるようなのですけれども、そうすると林内から搬出すると、それが今度、支障になってしまうというようなこともあつて、海岸の作業をする方はなるべく常緑樹を残すようにするのだけれども、どういふご指導をいただいでいるか分からないところもあるのですが、常緑樹をすべて残せというのは難しいところもあつて、ボランティア団体の皆さんの判断で進めているようです。意図としては、護国神社の周辺に皆さん今、力を入れているようなのですけれども、なんとか目安となる安心を与えていただけるといふものと、それから常緑樹の後継樹については、なるべく残せということも彼らも意識していますので、「作業に支障のない限りでいいですよ」くらいの柔らかいトーンで言つていただくと、みんな安心して作業にかかれるのではないかとお思つています。

2点、直接の話ではないのですけれども、海岸の活動をされている方からそんな話もいただいでいますので、目安になったら取り上げていただければありがたいなと思つました。

(事務局：長谷部)

ご意見、誠にありがとうございます。一応、西海岸公園周辺の松林については、非常に急激に衰退が進んでいるというところもありまして、非常に注視しておりまして農林水産部と中央区、そして私ども土木部のほうで話し合つて協働しながら対策を進めているというところでありまして、今、起きている現象というものは非常にある意味、特殊性も含みながら急激に進んでいるところがありますので、状況を観察しながら対応を検討しながら、ある意味、手探りというのとは違ふのですけれども、調査しながら進めているというところが現状でございます。とにかく今のところ重視しているのは、まずは枯れた木は残さないと、しっかり薫蒸して処分していくと、次の飛散につながらないようなことを、まず徹底してやつていこうというところがありまして、それと並行して作業、調査を進めていて、今後、樹林がどういふ形で更新されていくのかというのとは状況を見ながら検討していかなければいけないかなと。どういふ形で更新していくのか、まずそのものでいくのか、こういう順にしていくのかというところは、また今後、答えが出ていくことになつてくと思つていますので、今、調査中だ

というところまでご認識いただければというところでございます。すみません。

(紙谷会長)

ありがとうございました。私は数年前まで海岸林の管理の研究を県と一緒にやっていたのですが、林床の植物が繁茂してくるとマツは生きていけないのです。共生菌というクロマツと一緒に生活している菌糸がなくなっていくとクロマツも衰退していくという現象があります。何か所か林床をきれいにしてクロマツが生えるような環境に残した場所が、実は天然更新といって次世代がすごくどんどん増えている場所もあります。青山の海岸林なのですけれども、ぜひそういったところも見ていただいて、どういう環境であればクロマツは生き残っていくのか。一方で、乾きに強い広葉樹もすごく成長しますので、そういったものをうまく活かしながら、クロマツが枯れたところは広葉樹も活かしていくということや、条件によってそれぞれ対応できるような柔軟な取組みが必要かなと思いますので、緑化の分野と農林水産、森林、林業関係の方たちとお話ししながら、ぜひ効果的な対応をお願いしたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(紙谷会長)

ほかに、ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。ないようですので、本日の緑化審議会を終了いたします。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

(司 会)

ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、貴重な意見をいただきまして大変ありがとうございました。審議会の内容につきましては、事務局のほうで改めて議事録を作成しまして、委員の皆様から確認いただいた後、ホームページで公開していきたいと考えております。

以上をもちまして、第 51 回新潟市緑化審議会を閉会させていただきます。本日は、大変ありがとうございました。